

1. 当金庫が発行するキャッシュカード（以下単に「カード」といいます。）は、磁気ストライプカード、ICカード（磁気ストライプ併載）があります。
2. 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）、貯蓄預金およびカードローンについて、当金庫所定の方法により発行したカードによるお取扱いは、「カード規定」、「デビットカード取引規定」によるものとします。
3. 法人名義のカードについては、当金庫の提携先金融機関（提携信用金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行を除きます。）での利用はできませんので、「カード規定」の提携先に関する条項は適用されません。
4. カードローン（ゴールドカードローンを除きます。）のカードは、JR 東日本 VIEW ALTE での利用はできませんので、これについては「カード規定」の提携先に関する条項は適用されません。

カード規定

1. (カードの利用)

カードは、次の場合に現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動振込機、現金自動預入払出兼用機（以下併せて「ATM」といいます。）で利用することができます。ただし、ICカードは、一部の提携先（その意義は、3号で定義したとおりです。）では、提携先の都合により、ICカードチップ取引が利用できない場合があります。この場合は、ICカードに併載されている磁気ストライプによる取引となります。

- (1) 当金庫および当金庫が ATM の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関（以下「預入提携先」といいます。）の ATM を使用して預入を行う場合（貸越金の返済を含む。以下これらを「入金」といいます。）
- (2) 当金庫および当金庫が ATM の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「支払提携先」といいます。）の ATM を使用して払戻しを行う場合（貸越金の支払を含む。以下これらを「出金」といいます。）
- (3) 当金庫および当金庫が ATM の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「提携振込先」といいます。なお、預入提携先、支払提携先と併せて単に「提携先」といいます。）の ATM を使用して出金し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合
- (4) 当金庫および提携先の ATM を使用して預金の残高照会等、当金庫が定めた取引を行う場合

2. (ATM による入金)

- (1) ATM を使用して入金するときは、ATM にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATM による入金は、ATM の機種により当金庫（提携先の ATM 使用の場合は、その提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当金庫（提携先の ATM 使用の場合は、その提携先）が定めた枚数による金額範囲内とします。

3. (ATM による出金)

- (1) ATM を使用して出金するときは、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM による出金は、ATM の機種により当金庫（提携先の ATM 使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫（提携先の ATM 使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金限度額は当金庫が定めた1日あたりのキャッシュカード支払限度額の範囲内（この支払限度額については、書面その他の当金庫所定の方法により申出を受け、当金庫が承認した場合は変更することができます。）とします（この1日あたりの支払限度額にかかわらず、1日あたりの支払限度額から、カード振込にともなう出金およびデビットカード規定にもとづいて出金された金額を差し引いた金額を上限とします。）。
- (3) 当金庫および提携先の ATM により出金する場合には、出金金額と後記4. の ATM 利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、出金することができません。

4. (ATM 利用手数料)

- (1) 当金庫および提携先の ATM を使用して入金・出金する場合には、当金庫および提携先の所定の ATM 利用に関する手数料（以下「ATM 利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 前記(1)の ATM 利用手数料は、入金および出金時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。

5. (ATM による振込)

- (1) ATM を使用して出金のうえ振込を依頼する場合には、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他所定の事項を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前記(1)の操作においては、ATM の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、ATM による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に ATM を管理する取扱店の窓口にご相談ください。
- (3) ATM による振込は ATM の機種により当金庫（カード振込提携先の ATM 使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は当金庫（カード振込提携先の ATM 使用の場合はその提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫が定めた1日あたりのキャッシュカード支払限度額の範囲内とし（この支払限度額については、書面その他の当金庫所定の方法により申出を受け、当金庫が承認した場合は変更することができます。）とします（この1日あたりの支払限度額にかかわらず、1日あたりの支払限度額から、カードによる出金およびデビットカード規定にもとづいて出金された金額を差し引いた金額を上限とします。）。
- (4) 振込金額と後記6. の振込手数料金額、ATM 利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、出金することができません。
- (5) 振込については、この規定によるほか、当金庫の振込規定により取扱います。

6. (振込手数料)

- (1) 当金庫の ATM を使用して振込を依頼する場合には、当金庫所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 前記(1)振込手数料は、振込金額の引落し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による入金・出金および振込)

- (1) 代理人（本人より指名された方1名に限ります。）による入金・出金および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。なお、カードローンのカードは、代理人のカードは発行できません。
- (2) 代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

8. (ATM 故障時等の取扱い)

停電、故障等により当金庫 ATM による取扱いまたは提携先 ATM による取扱いができない場合があります。そのために生じた損害について、当金庫、提携先は責任を負いません。

9. (カードによる入金・出金・振込金額等の通帳記入等)

カードにより入金、出金した金額（振込資金として出金した金額を含みます。以下同じです。）、ATM 利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当金庫の ATM および通帳記帳機で使用されたときまたは当金庫本支店の窓口へ提出されたときに行います。なお、出金金額とは別に、ATM 利用手数料金額、および振込手数料金額はそれぞれ個別に通帳に記帳します。

10. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) カードの申込みの際に、窓口において直接入力による暗証番号のお届けがない場合には、当金庫所定の方法により、当金庫にお届けの住所へ「仮暗証番号」を通知いたします。「仮暗証番号」は当金庫とのカード取引を開始する際において、お客さまの暗証番号を ATM から届出するために必要となりますので、大切に管理してください。なお、「仮暗証番号」のままでは、ATM 取引の一部が制限されます。これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫は、ATM の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。
- (3) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる払戻し停止の措置を講じます。
- (4) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 当金庫が個人（個人事業者を含みます。）のお客さまに発行したカード（カードローンを除きます。）が偽造または変造により不正使用され生じた払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があること

を当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

- (2) 当金庫が個人（個人事業者を含みます。）のお客さまに発行したカードローン（カードおよび法人（個人事業者を除きます。）のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうえは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) 当金庫が個人（個人事業者を含みます。）のお客さまに発行したカード（カードローンを除きます。）が盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しについては、次の各号により取扱います。
- ① 当該払戻しについては、次のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - A カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - B 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - C 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
 - ② 前号の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 - ③ 前2号の規定は、第1号にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
 - ④ 前2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
 - A 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - b 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - c 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、偽りの説明を行った場合
 - B 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
- (2) 当金庫が個人（個人事業者を含みます。）のお客さまに発行したカードローンのカードおよび法人（個人事業者を除きます。）のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、第10条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうえは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- (2) 暗証番号は、前記(1)によるほか、当金庫所定のATMを使用して変更することができます。ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、前記(1)における書面による届出の必要はありません。

14. (カードの再発行)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

15. (暗証番号の照合等)

当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合にはカードのご利用が出来なくなります。

16. (ATMの操作等)

当金庫のATMの使用に際し、金額、暗証番号、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の当金庫および提携先の責任についても同様とします。

17. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当金庫に返却してください。また、当金庫普通預金規定、普通預金（無利息型）規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありたい直ちにカードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第18条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が定める一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合
- (4) 発行したカードを当金庫所定の方法により送付したにもかかわらず、通常到達すべき日から1か月以上を経過しても、カードの受取がなかった場合には、当金庫はカードの利用をとりやめたものとみなし、カード契約を解約できるものとします。
- (5) 前記(4)によりカード契約が解約された場合、ATMによるカード取引ができなくなりますのでご注意ください。再度、ATMをご利用される場合には、新規にカード契約の申込が必要となります。

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、カードローン契約書、その他当金庫所定の規定または契約書の各条項により取扱います。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2021年4月5日現在)